

甲乙のリスク分担

リスクの種類	内 容	負担者	
		甲	乙
法令変更	乙が行う整備・運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	工事・維持補修・管理運営において第三者に損害を与えた場合		○
物価	事業予定者決定後のインフレ、デフレ		○
金利	事業予定者決定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期（※１）		○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	甲の責任による中止・延期	○	
	乙の責任による中止・延期		○
	乙の事業放棄・破たん		○
申請コスト	甲及び河川管理者の所有する施設等		○
	乙の所有する施設等		○
引継コスト	施設管理運営の引継費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
管理運営費の膨張	甲以外の要因による管理運営費の膨張		○
施設等損傷	甲及び河川管理者の所有する施設等の損傷（※２）		○
	乙の所有する施設等の損傷		○
債務不履行	甲の協定内容の不履行	○	
	乙の事由による業務又は協定内容の不履行		○
性能リスク	甲が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設等の不備による事故（※３）		○
	施設等管理上の瑕疵による事故（※３）		○
警備リスク	乙の警備不備によるもの		○
管理運営リスク	施設等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う管理運営リスク		○

※１ 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- ・河川敷地を含む周辺地域において、自然災害等が発生し災害対応のため必要と認めた場合（復旧困難な被害を受けた場合を含む）、甲は、乙に対して業務の一部又は全部の停止を命じることがある。なお、その場合、甲はこれに係る一切の補償を行わない。

※２ 甲の所有する施設等の管理運営に損傷リスクへの対応

- ・施設等の管理運営に伴う補修・修繕等は乙が行う。
- ・第三者の責による施設等の損傷があった場合は、一義的には乙が対応するものとするが、甲乙協議の結果、公権力の行使が必要な場合は、甲により対応するものとする。

※３ 施設等の不備又は施設管理上の瑕疵等による事故への対応

- ・乙は、リスクに応じた保険（施設賠償保険など）に加入するものとする。